

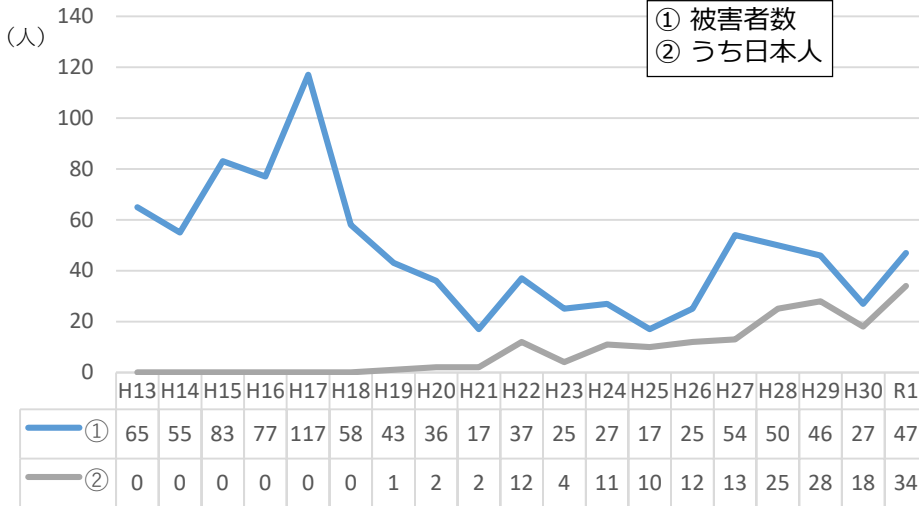
「人身取引（性的サービスや労働の強要等）※対策に関する取組について」（年次報告）の概要

（※本概要「6」参照）

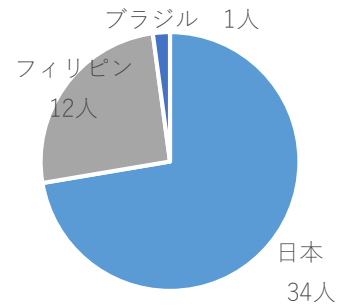
～「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組状況～

1 人身取引の実態把握の徹底

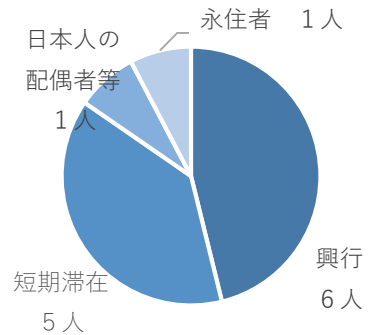
(1) 人身取引被害者の状況



【被害者の国籍】

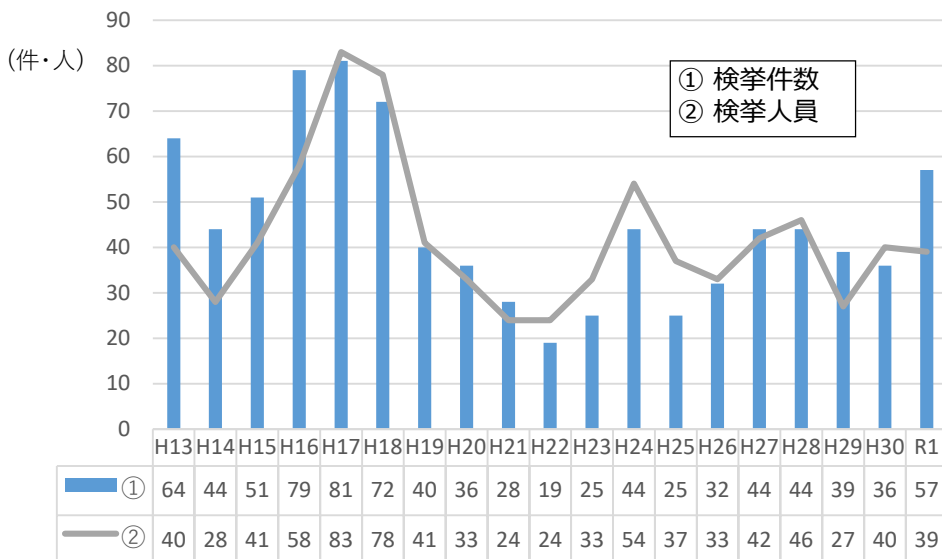


【外国人被害者の入国時の在留資格】

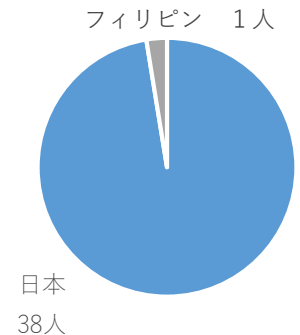


- 令和元年中、47人を保護（前年比+20人）
- 性別：47人全員が女性
- 国籍：日本人34人、外国人13人
- 年齢：児童が19人（前年比+14人）

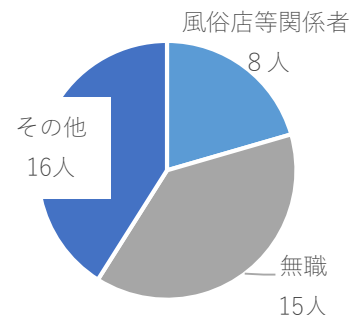
(2) 人身取引被疑者の状況



【被疑者の国籍】



【被疑者の職業】



- 令和元年中、57件、39人を検挙
- 性別：男性34人、女性5人
- 国籍：日本人38人、外国人1人
- 32人を起訴（23人は有罪確定、9人は公判係属中）

2 人身取引の防止

- 平成29年11月に施行された「技能実習法」に基づく実習実施者・監理団体への実地検査、相談・申告への対応、転籍の支援等により、技能実習生を保護。14か国の送出国政府と二国間取決めを作成。
- 31年4月までに施行された「改正入管法」に基づく「特定技能」の在留資格に係る新たな外国人材受入れ制度において、雇用契約や受入れ機関等が満たすべき基準等を設け、当該基準の適合性を厳正に審査することなどにより、外国人への不公正な処遇を防止。

3 人身取引被害者の認知の推進

- 警察、出入国在留管理庁等への被害申告を呼び掛ける9か国語記載のリーフレットを作成し、関係機関、NGO等に配布するとともに、空港会社にも配布し、活用を依頼。
- 出入国在留管理庁、法務局・地方法務局、労働局等に設置している外国人の相談窓口や相談ダイヤルについて、対応する言語の拡大を進め、相談しやすい環境を整備。

4 人身取引の撲滅

- 人身取引事犯の取締りを徹底するとともに、人身取引が潜在するおそれのある売春事犯、児童買春・児童ポルノ事犯、外国人労働者の雇用関係事犯の取締りを推進。
- 「コンタクトポイント連絡会議」の開催等により、外国関係機関との連携を強化。

5 人身取引被害者の保護・支援

- 出入国在留管理庁では、保護した外国人被害者の立場に配慮し、在留資格の変更、在留特別許可等を実施。
- 婦人相談所では、被害者を一時保護し、衣食住に加え、通訳支援、必要に応じた医療サービス等を提供。
- 外務省による拠出事業を通じて、国際移住機関(IOM)では、出入国在留管理庁等と連携し、日本国内で保護された外国人被害者の帰国支援等を実施。

6 人身取引対策推進のための基盤整備

- 我が国で多く認知・検挙されている性的サービスを強調する事例や、身体的拘束に限らず心理的拘束による事例への対策を一層周知するため、「**人身取引（性的サービスや労働の強要等）**」の用語での広報を推進。
- 出入国在留管理庁と一部の航空会社との官民協力により、機内で被害者の可能性がある外国人等が発見された場合、情報提供を受けて上陸手続において保護等の適切な対応をとるなどの取組を推進。
- JICA等の政府関係機関等による取組や国際機関の事業への拠出を通じて、東南アジア諸国に対し支援を提供。
- 関係機関とNGOとで意見交換、情報提供、研修を実施。

【ポスター（内閣府）】